

第1章 計画の中間評価にあたって

1 中間評価の趣旨

亀岡市においては、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画「かめおか健康プラン21」を平成17年度に策定し、10年を経過した平成28年度には第2次の計画を策定しました。

市民一人一人の健康づくりから亀岡市全体の「健康づくり運動」に盛り上げていく行動計画として、「わたし！家族！地域！ひろがれキラキラ健やか家族」を目標として、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「タバコ」「歯・口腔の健康」「健康管理」の6つの健康づくり領域で取り組んできました。

社会構造や環境及び市民のライフスタイルが複雑多様化する中、健康増進の実践目標へのアプローチが多岐にわたることから、画一的なものでなく、一人一人がめざす姿に向けてこうありたいという意思を持ち、生涯を通して必要な行動目標を自ら選択する力を身に付けていくことをめざし、推進してきたところです。

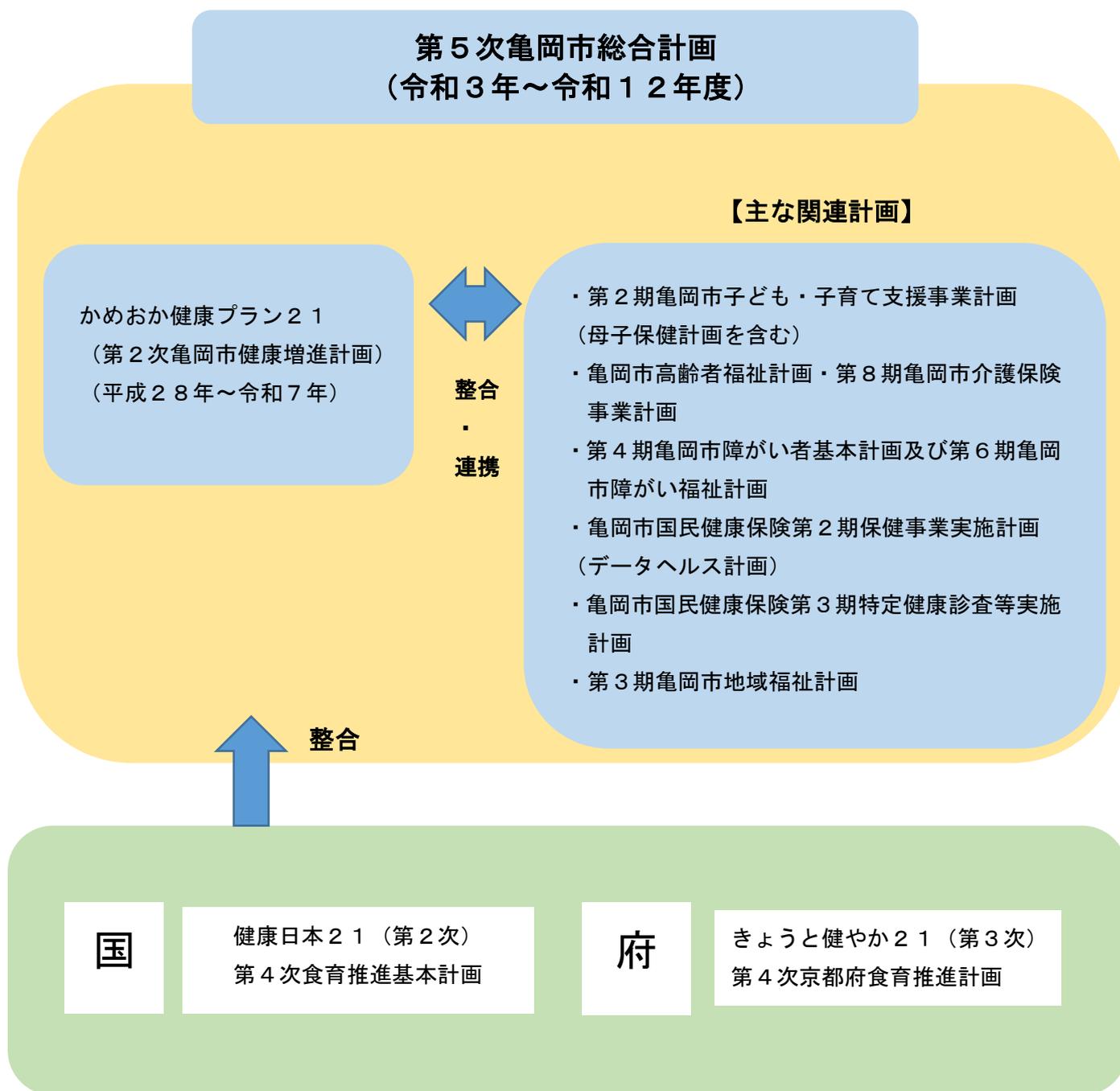
策定以降、人口減少や高齢化など市民を取り巻く環境は変化し続けており、中でも新型コロナウイルスの感染拡大は市民の健康意識や生活様式を見直す大きな機会となり、健康のみならず経済や様々な分野への影響は多大なものとなっています。

これらの状況を踏まえ、今までの取り組み状況について中間評価を行い、現状を把握し、今後の課題を検討しました。令和7年度の最終年度に向けて、市民一人一人の健康づくりへの取り組みを推進し、豊かな人生が実現できるよう本計画に取り組んで参ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、亀岡市総合計画の保健部門の基本計画として位置付け、関連計画と整合を図りながら計画を推進しています。

令和3年度からは、第5次亀岡市総合計画がスタートし、総合計画の目指す方向性に基づき、関連する計画とともに健康寿命の延伸に向けて取り組んでいきます。



3 計画の期間

本計画は平成28年から令和7年度までの10年間を計画期間とします。令和2年度に中間評価を行い、その評価をその後の健康づくり施策の推進に反映させます。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に応じ、計画期間中に適宜見直しを行います。

【計画期間】

平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度／令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	かめおか健康プラン									最終評価(終了)／計画策定(第2次)	かめおか健康プラン21 (第2次亀岡市健康増進計画)									最終評価(終了)	
計画策定					中間評価										中間評価						

4 計画の中間評価の方法

(1) アンケート調査（かめおか健康プラン実施状況調査）

かめおか健康プラン21に掲げている数値目標の評価を行うとともに、市民の健康づくりに対する現状及び意識を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

○市民アンケートの概要

調査対象者

- ① 20歳～70歳までの市民
- ② 高校生、がん検診受診者、乳幼児健診保護者、高齢者

方法

- ① 無作為抽出
- ② 事前配布または当日配布し、会場で回収

調査期間 令和元年10月～令和2年7月

回収数 4,990人

主な調査項目

栄養・食生活について	身体活動・運動について
休養・こころの健康について	タバコについて
歯・口腔の健康について	健康管理について

(2) 各関係機関の取り組み状況把握

関係機関や関係課が取り組んでいる施策や事業の状況、今後の方向性などを把握しました。また、健康増進課の保健師や栄養士により、各領域ごとの課題の検討を行いました。

(3) 健康づくり推進会議による計画の中間評価案検討

中間評価の原案について、健康づくり推進会議において各団体代表や市民委員から意見をいただき検討しました。

5 国と府の施策の動向

(1) 国の動向

国は、平成12年に「健康日本21」を策定し、「全ての国民が健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会」の実現のため、一次予防の重視、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の向上をめざし、一人一人が自由な意思決定に基づいて健康を増進する国民健康づくり運動を推進してきました。平成15年5月には、この運動の根拠法令となる「健康増進法」が施行され、一層の促進が図られることになりました。

その後、「健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」「社会生活を営むために必要な機能の維持・向上」等を新たに盛り込んだ「健康日本21（第2次）」が、平成25年度から施行されました。そして、平成29年にその進捗状況を確認し、着実に推進することを目的として、中間評価が実施されました。

平成30年7月には、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置について定めました。

(2) 府の動向

京都府は、「総合的な府民の健康づくり指針【きょうと健やか21】（以下「きょうと健やか21」という。）」を平成13年3月に策定し、生涯にわたる健康づくりの推進を図る基本施策として位置づけ、地域特性を踏まえた健康づくりに取り組みました。なお、平成15年に健康増進法が制定されたことに伴い、同年に「きょうと健やか21（第2次）」の一部を健康増進計画に位置づけました。

平成25年3月には、「医療計画」と「健康増進計画」、そして「きょうと健やか21（第2次）」を一体化した「保健医療計画」（平成25年度から平成29年度までの5か年計画）を策定しました。平成30年度からは「健康増進計画」と「きょうと健やか21（第3次）」を「医療計画」に一体化し、新たな京都府保健医療計画が作成されました。

「きょうと健やか21」は、ヘルスプロモーションの考え方を導入し、府民一人一人が自ら取り組んで行けるよう個人への働きかけに加え、地域特性に応じた健康づくりを支援する環境づくりを推進してきました。きょうと健やか21（第3次）においても、この理念を継続し、京都府保健医療計画の基本方向を基盤にして、健康づくり対策を推進しています。